

## 2026年募集 新規加入・増額のご案内

万一の場合の備えに

### 京セラグループ保険 (団体定期保険)

<死亡(高度障がい)保障>

## 京セラグループ保険の活用にあたって

死亡(高度障がい)保障の備えは万全ですか？



不足する保障部分は  
自助努力で  
満たす必要があります

京セラグループ保険で  
必要保障額に対する  
不足額を  
確保しましょう！

※図はイメージであり、各々の保障の割合は実際とは異なります。

加入の検討に役立つシミュレーションをご活用ください！

世帯主に万一のことがあったときの収入と支出をシミュレーションし、残された家族が生活に困らないように備えておきたい金額の目安を算出します。

みらいコンサルタント

[https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai\\_consultant/](https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/)

※ご利用時にかかる通信料は、ご利用者のご負担となります。



一斉募集

申込締切日 2026年1月15日(木)  
効力発生日 2026年4月1日(水)  
申込方法 パソコン・スマートフォンから  
N-ナビゲーションにてweb申込み

4月2日～10月20日まで随時募集を行っております

※随時募集でのお申込みは、新規加入・増額のみとなります。減額のお申込みは受付けておりませんのでご注意ください。

※随時募集については各拠点総務またはKICへお問合せください。

- 申込締切日 毎月20日(4月～10月)
- 効力発生日 申込月の翌々月1日
- 保険料控除 保障開始日の月から給与控除開始
- 加入通知書 保障開始月中旬頃に配付

## 配当金について

1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

ただし、脱退され、保険期間の中途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

受取時期 (保険期間)	配当還元率 (年間払込保険料に対する 配当金の割合)
2024年 (2023.4.1～2024.3.31)	約 52 %
2025年 (2024.4.1～2025.3.31)	約 54 %

※上記は過去2年間の支払保険料に対する配当還元率です。

※配当金は毎年変動します。上記の数値は各年度の配当率・保険料・お支払保険金・加入者数(主契約の主たる被保険者数)等に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

当パンフレットには京セラ株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等の重要な事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。  
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

### ◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

### チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。**

金融庁の  
公的保険ポータルはこちら



### 次のような場合に保険金が支払われます

- ・死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合。

お支払事由の詳細や制限事項については、4・5ページをご確認ください。

## 一目次一

○保障額と保険料	2ページ
○ご契約の概要について(契約概要)	3ページ
○特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)	4ページ
○更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)	5・6ページ
○「申込書兼告知書」記入要領～一斉募集用～	7ページ
○「申込書兼告知書」記入要領～随時募集用～	8ページ
○正しく告知いただくために	9・10ページ
○定年退職後継続加入コースのご紹介	11ページ

## 保障額と保険料

- 保険期間1年の定期保険で、更新により最高年齢75歳6ヶ月まで継続加入いただくことができます。  
(こどもは除く。)  
※詳細は、3ページ「この保険の特徴」「ご加入できる方」、11ページ「定年退職後継続加入コースのご紹介」をご参照ください。
- 死亡保険金の加入限度額は本人6,000万円、配偶者1,000万円、こども400万円です。  
※配偶者および子どもの加入口数は本人の加入口数の範囲内で、かつ、配偶者10口、こども4口を限度とします。
- 本人・配偶者のご加入口数は5口単位で記載されていますが、この中間の口数(死亡保険金額100万円単位)も取扱います。  
なお、月払保険料(概算)は、加入口数1口につき500円となります。
- 保険金の受取りは、一時金の他に、年金として受取ることを選択いただくことができます。  
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

「申込書兼告知書」には太枠内の「死亡保険金額」の金額をご記入ください。  
※1口100万円単位で申込みいただけます。

対象	ご加入コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概算)	対象	ご加入コース	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概算)
本人	1口	100万円	500円	配偶者	1口	100万円	500円
	5口	500万円	2,500円		5口	500万円	2,500円
	10口	1,000万円	5,000円		10口	1,000万円	5,000円
	15口	1,500万円	7,500円	こども	1口	100万円	70円
	20口	2,000万円	10,000円		2口	200万円	140円
	25口	2,500万円	12,500円		3口	300万円	210円
	30口	3,000万円	15,000円		4口	400万円	280円
	35口	3,500万円	17,500円				
	40口	4,000万円	20,000円				
	45口	4,500万円	22,500円				
	50口	5,000万円	25,000円				
	55口	5,500万円	27,500円				
	60口	6,000万円	30,000円				

- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年4月1日)から適用します。  
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
- 《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年7月15日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

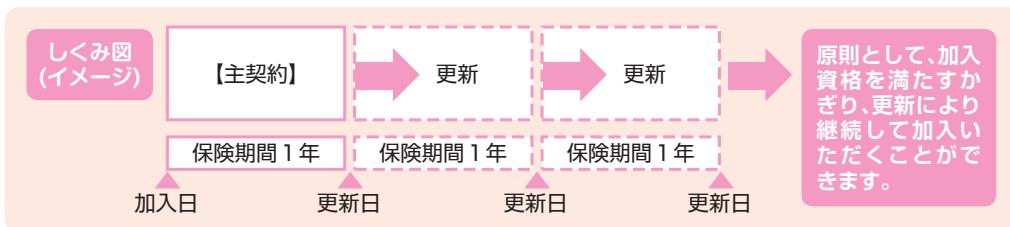
# ご契約の概要について(契約概要)

## 団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

### この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。  
継続加入は、年齢75歳6ヶ月まで。(こどもは、年齢22歳6ヶ月まで)
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは6ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。



### 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

#### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。  
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。  
(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(4ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(5・6ページ)を必ずご確認ください。

### ご加入できる方

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日時点の年齢です。

＜本人＞京セラおよびその関連会社の役員・嘱託および社員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下の方。  
(年齢70歳6ヶ月超の方は、増額できません。)

＜配偶者＞京セラおよびその関連会社の役員・嘱託および社員の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6ヶ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下の方。  
(年齢70歳6ヶ月超の方は、増額できません。)

＜こども＞京セラおよびその関連会社の役員・嘱託および社員の扶養するこども(\*)で年齢2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方。  
ただし、**加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。**  
(\*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

#### 【ご注意】

- ①ご加入後に病気やケガをしても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額またはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ④配偶者・こどもは、本人と同額またはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、11ページのとおり継続加入いただくことができます。

### 保険期間

- 保険期間は**効力発生日～2027年3月31日までです。**  
**以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。**  
特にお申し出のないかぎり、在職中は前年同様の内容で自動的に更新されます。

### 保険料

- 保険料は年齢・性別に関係なく一律で、毎月の給与から控除します。  
(第1回目は保障開始日の月から)
- 保障額と保険料の詳細は2ページをご確認ください。

### 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

\*受取人の指定がなかったり、受取人が死亡していたときは、被保険者の配偶者・子(子が死亡している場合には、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順で受取人になります。この場合、同順位の方が2人以上いるときは、保険金はその人数によって等分するものとします。

### 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の中途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

### 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 制度運営および引受保険会社

- 当制度は京セラ株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年4月21日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

#### 《引受保険会社》

日本生命保険相互会社	【事務幹事会社】	( 54%)
第一生命保険株式会社		( 40%)
明治安田生命保険相互会社		( 3%)
富国生命保険相互会社		( 2%)
住友生命保険相互会社		( 1%)

### ご契約内容

- 4月1日(水)以降、「加入者ダイレクト」にて、加入内容をご覧になれます。ご意向どおりの加入内容になっているかをご確認ください。
- \*「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、15ページをご確認ください。
- \*【注意喚起情報】、【制度の詳細とその他取扱い】等も必ずご確認ください。

# 特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」・「正しく告知いただくために」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

## クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

## 告知に関する重要事項

### 告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただしたことになります。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

### 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

### 告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

\*告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

## 責任開始期

- 引受保険会社がご加入(\*)を承諾した場合、2026年4月1日(加入日(\*))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)

- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

### 【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
  - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

### 【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(\*)前に生じている場合

### 【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

## この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日

②加入資格を失われた日

③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

## 制度内容の変更

- 京セラ株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス

<https://www.seihohogo.jp/>

## 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、京セラ株式会社経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに京セラ株式会社のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することができますので、十分にご確認ください。

- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

\*「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、15ページをご確認ください。

# 更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただるために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

## 保険金のお支払事由

### [死亡保険金]

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

### [高度障がい保険金]

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

(\*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(\*2)対象となる「高度障がい状態」とは

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 4.胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### ～高度障がい状態に関する補足説明～

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもののいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

### [主契約]

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(※2)

(\*)1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読み替えます。

(\*)2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

### [高度障がい保険金]

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(\*1)時以後に生じた場合にかぎります。

(原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(\*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金をお支払対象となりません。

### [すべての保険金]

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

#### ○告知義務違反による解除の場合

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

#### ○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

#### ○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

#### ○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

#### ○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにはみません。)に該当したときにはみません。)に該当したときにはみません。)に該当したときにはみません。)に該当したときにはみません。)

①保険契約者・被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に關し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき。

③保険契約者・被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者・被保険者または保険金受取人に對する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

# 更に詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

## 税務上のお取扱い(各種の取扱いがあります)

### [保険料]

- 主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokyojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当京セラグループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当京セラグループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

### [保険金]

- 死亡保険金

#### <本人>

相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

#### <配偶者・こども>

本人(生たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

### [年金]

- 年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。  
課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※

$$\text{※必要経費} = \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込額}}$$

税務の取扱い等について、2025年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

## 保険金の年金受取り

- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくできません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年 10年 15年 20年 25年	遞増型 (年5%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6ヶ月ごと) ③年4回受取り (3ヶ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
保証期間付 終身年金	終身 (保証期間15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

### [年金受取開始日後の配当金のお受取方法について]

- ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただきます。

- 年金とともに受取る方法
- 年金の買増にあてる方法
- 利息をつけて積立てる方法

### [年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について]

- ・所定の利率(\*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰り入れ、年金額を増額します。

(\* )利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。

(一時金でのお受取りとなります。)

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上の設定が必要となります。

※保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6ヶ月超の場合のみ選択可能です。

## 個人情報の取扱いに関する京セラ株式会社と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、京セラ株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(京セラインターナショナル株式会社を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調査書作成事務のみに使用します。

~死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて~

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# 「申込書兼告知書」記入要領

～一斉募集用～  
(2025年12月5日～2026年1月15日)

## お申込み手続き

### ●新規に加入される方

専用webサイトからお手続き、または「申込書兼告知書」を各拠点総務またはKICへご提出ください。  
(本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。)

### ●すでに加入されており、死亡保険金受取人を変更される方

各拠点総務またはKICまでご連絡ください。専用webサイトまたは「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。

死亡保険金受取人を変更される場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

### ●その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続き、または「申込書兼告知書」をご提出ください。

### ●内容に変更のない方

従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

## 【結合番号一覧】

京セラ(株)	00010	京セラドキュメントソリューションズ(株)	00800
京セラコミュニケーションシステム(株)	00070	京セラドキュメントソリューションズジャパン(株)	00800
京セラみらいエンビジョン(株)	00072	株京都パープルサンガ	00900
(株)AltX	00074	京セラインダストリアルツールズ(株)	01500
エムオーテックス(株)	00076	京セラSOC(株)	01700
(株)Rist	00079		
KCCSコネクトエンジニアリング(株)	00081		
(株)ホテルプリンセス京都	00090		
京セラ興産(株)	00400		

◎必要事項が記入・押印されているか、「申込書兼告知書」をご提出前にご確認ください。

◎内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

上記【結合番号一覧】より、該当する番号(5ヶタ)を右づめでご記入ください。

被保険者氏名・性別・生年月日・申込保険金額をご記入ください。

- 配偶者・子どものみのお申込みはできませんので、本人とのセットでお申込みください。
- 配偶者・子どもの保険金額は、本人の保険金額の範囲内で設定してください。

### 子どもの加入について

以下の方が加入対象となります。

2026年4月1日時点の年齢が2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方

※加入資格のある子どもが2名以上いる場合、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(一部の子どものみのご加入・脱退はできません。)

### 「死亡保険金受取人」について

- カタカナでご記入ください。
- 受取人続柄コードおよび人数は必ずご記入ください。
- 死亡保険金受取人を変更、または複数指定される場合は、各拠点総務またはKICまでご連絡ください。  
**(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)**
- 配偶者・子どもの死亡保険金受取人は社員本人となります。

氏名はカタカナでご記入ください。

申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

パンフレット記載の他の確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入要件に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)および個人情報の取扱い等について承了・同意のうえ、以下のとおり加入(変更)を申込みます。なお、告知内容は事実に相違ないことを確認しました。

裏面の〈お申込みにあたって〉をご確認のうえ、以下に記入ください。

結合番号	所属コード	従業員番号	申込日(告知日)	申込締切日	効力発生日
00010	26A12345678	9999999999	071220		

被保険者 氏名 生年月日 現在の加入保険金額

家内区分	被保険者 氏名 (カタカナで記入ください)	性別	生年月日	申込保険金額 (万円)	申込印 (告知印)
本 人 0	キヨウセラ タロウ	男 性	570301	2000	京セラ
配偶者 1	キヨウセラ ハナコ	男 性	601102	0	京セラ
こども	キヨウセラ ジロウ	男 性	230611	100	京セラ
	キヨウセラ キヨウコ	女 性	050803	100	京セラ

子どもの加入について

氏名 (カタカナで記入ください)	性別	年齢	申込コード	人数
本人の死亡保険金受取人 キヨウセラ ハナコ	1 男 性 2 女 性	平成 106	105 106	1 1
配偶者の死亡保険金受取人 シユタルヒホケンシャ	1 男 性 2 女 性	平成 106	105 106	1 1

\*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について、「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)  
キヨウセラ ジロウ】

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

カ 697 (保全 697 次回 697) K15-576 #0000012

本人(主たる被保険者)が新規加入・増額を希望する申込者の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。  
[1に○印]  
申込者全員の質問事項(「申込書兼告知書」裏面記載)に対する答えがすべて「いいえ」となる場合  
[2に○印 ※]  
1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合  
※ 【「はい」の答えがある申込者氏名】欄に該当者の氏名をカタカナで記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

告知日として重要です。  
「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

保険金額のご記入について  
①新規加入・増額・減額の場合…今回申込、変更後の金額をご記入ください。

②脱退の場合…「0」とご記入ください。

・退職者の方の新規加入・増額はお取扱いできませんので、ご注意ください。

必ず押印してください。  
※訂正印も申込印と同一の印をご使用ください。

# 「申込書兼告知書」記入要領

～随時募集用～  
(2026年4月2日～2026年10月20日)

## お申込み手続き

### ●新規に加入される方

「申込書兼告知書」を各拠点総務またはKICへご提出ください。

(本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。)

### ●すでに加入されており、死亡保険金受取人を変更される方

各拠点総務またはKICまでご連絡ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)

死亡保険金受取人を変更される場合、死後保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

### ●保険金額を増額される方

「申込書兼告知書」をご提出ください。

※ 隨時募集では、減額のお取扱いはございません。

## 【結合番号一覧】

京セラ(株)	00010	京セラドキュメントソリューションズ(株)	00800
京セラコミュニケーションシステム(株)	00070	京セラドキュメントソリューションズジャパン(株)	00800
京セラみらいエンビジョン(株)	00072	(株)京都パープルサンガ	00900
(株)AltX	00074	京セラインダストリアルツールズ(株)	01500
エムオーテックス(株)	00076	京セラSOC(株)	01700
(株)Rist	00079		
KCCSコネクトエンジニアリング(株)	00081		
(株)ホテルプリンセス京都	00090		
京セラ興産(株)	00400		

○必要事項が記入・押印されているか、「申込書兼告知書」をご提出前にご確認ください。

○内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

上記【結合番号一覧】より、該当する番号(5ヶタ)を右づめでご記入ください。

被保険者氏名・性別・生年月日・申込保険金額をご記入ください。

・配偶者・子どものみのお申込みはできませんので、本人とのセットでお申込みください。  
・配偶者・子どもの保険金額は、本人の保険金額の範囲内で設定してください。

### 子どものご加入について

以下の方が加入対象となります。

効力発生日時点の年齢が2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方

※加入資格のある子どもが2名以上いる場合、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(一部の子どものみのご加入はできません。)

### 「死亡保険金受取人」について

・カタカナでご記入ください。

・受取人続柄コードおよび人数は必ずご記入ください。

・死亡保険金受取人を変更、または複数指定される場合は、各拠点総務またはKICまでご連絡ください。

(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)

・配偶者・子どもの死亡保険金受取人は社員本人となります。

氏名はカタカナでご記入ください。

申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

パンフレット記載の意向確認欄により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入動機等に通知・配付された説明資料等に記載の重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入(変更)を申込みます。なお、告知内容は事実に相違ないことを確認しました。

裏面の〈お申込みにあたって〉をご確認のうえ、以下に記入ください。

結合番号	所属コード	従業員番号	申込日(告知日)	申込終切日	効力発生日
28 00010 31	26A 12345678	999999999999	080418	年 月 日	年 月 日

被保険者 氏名 年齢 性別 申込保険金額 申込印(告知印)

セイ	メイ	年号 年 月 日	(万円)	
本 人 (主たる被保険者) 0	キヨウセラ タロウ	57 70 30 1	2000	京セラ
配偶者 1	キヨウセラ ハナコ	60 11 02	1000	京セラ
こども	キヨウセラ ジロウ	23 06 11	100	京セラ
	キヨウセラ キヨコ	05 10 80 3	100	京セラ
		現在の加入保険金額		印
		現在の加入保険金額		

ごとに加入するときは、親権者が印をください。

兵 名 索引カード 人物  
名前(カタカナで記入ください) 人物  
本人の死亡保険金受取人  
配偶者の死亡保険金受取人

\*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナで記入ください。)】  
キヨウセラ ハナコ

(幹事会社) 日本生命保険相互会社  
カ 697 (保全 697 次回 697) K15-576 #0000012  
100  
000 (2026.10.05)

告知日として重要です。  
「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

保険金額のご記入について  
・今回申込、変更後の金額をご記入ください。  
・退職者の方の新規加入・増額はお取扱いできませんので、ご注意ください。

必ず押印してください。  
※訂正印も申込印と同一の印をご使用ください。

本人(主たる被保険者)が新規加入・増額を希望する申込者の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。  
[1に○印]  
申込者全員の質問事項(「申込書兼告知書」裏面記載)に対する答えがすべて「いいえ」となる場合  
[2に○印]※  
1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合  
※【「はい」の答えがある申込者氏名】欄に該当者の氏名をカタカナで記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

# 正しく告知いただくために 団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくなき方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。  
この保険への新たにご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

## 健康状態等について、被保険者ご本人があのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、あのままをお知らせいただくことを告知といいます。  
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはできません。

## 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（web申込画面または「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

## 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

## 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することができます。（＊）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することができます。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （＊） 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求める事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することができます。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

## 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

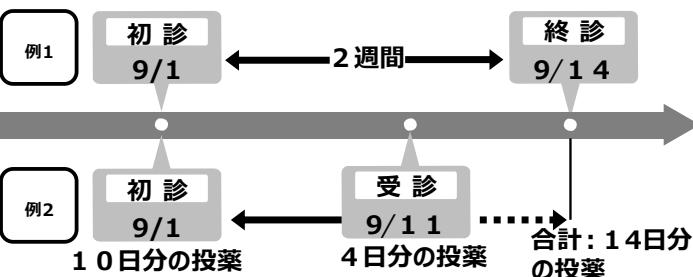
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面（＊）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

### ◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限＊1を受けていますか。（配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。）
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり＊3、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。

### 補足説明

- \* 1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- \* 2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。  
(注)一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
- \* 3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合はいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



（注1） 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した | ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる |
| ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯         | ・妊娠（正常）による入院         |

（注2） 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。

（「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注3） 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。

ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

（＊）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

- 主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力（記入）ください。
- 入力（記入）いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実に相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

# 定年退職後継続加入コースのご紹介

## 定年退職後継続加入コースとは？

OB会のない会社は各拠点  
総務までお問合せください。

「京セラグループ保険」は、定年退職される方で  
OB会加入者であれば、退職後も継続することができます！  
(増額は不可。本人は20口(2,000万円)を上限とします。)

●継続加入が条件です。詳細は以下の「定年退職後継続加入コースの取扱い(概略)」をご確認ください。

定年退職後の保障充実のための選択肢の1つとして、  
「京セラグループ保険」の活用をぜひご検討ください!!

●定年退職以外による退職者の方は、各制度に2年を超えて継続加入されていた場合に、保険会社所定の条件のもと、新たな告知や診査等なしで個人保険へ移行して継続できる取扱いのみが対象となります。

※詳細は当パンフレット15ページに記載の団体窓口までお問合せください。



### 定年退職後継続加入コースの取扱い(概略)



継続加入できる方	<ul style="list-style-type: none"><li>定年退職される本人とその配偶者で、京セラグループ保険に加入されている方が対象です。退職時に未加入の方は継続加入はできません。(配偶者のみで継続加入はできません。また、こどもは継続加入できません。)</li><li><b>契約を更新できるのは、更新日(2026年4月1日)時点の年齢が、75歳6ヶ月以下の方です。</b></li><li>本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入はできません。</li></ul>
加入できる保障額 の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>在職中に加入している保険金額が上限です。 <u>ただし、本人は20口(2,000万円)が最大加入口数となります。20口を超えてご加入の方は、20口以下に変更して継続いただくことになります。</u></li><li>配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。</li><li>定年退職後、増額はできません。</li></ul>

※詳しい取扱いは、定年退職時にご案内させていただきます。上記の内容は現時点の取扱いによるものであり、将来変更となることがあります。

※詳細な内容については、当パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等でご確認ください。

Memo

Memo

Memo

#### <ご相談窓口等>

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 京セラインター・ナショナル株式会社(KIC) kic-info@gp.kyocera.jp  
【京セラインター・ナショナルホームページ】 <https://kyocera-kic.co.jp>  
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00(祝日・京セラ休日はお取扱いしておりません。)】

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL 0120-123-840(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(930-59550)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

#### <指定紛争解決機関>

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### <「障がい」の表記>

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。